**平塚市ラグビーフットボール協会　賛助会員規約**

第1条

＜目的＞

この要項は、平塚市ラグビーフットボール協会（以下「協会」という。）

が推進する事業の趣旨に賛同し、協会の運営を支援していただける賛助会員を広く募集するために必要

な事項を定めることを目的とする。

＜賛助会員募集要項＞

(１)協会は、次の各号のいずれかに該当する者から賛助会員への申込みがあったときは、これを拒否することができる。 また、賛助会員が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、退会させることができる。

1. 法令、条例、規則等に違反した者

2. 行政機関の指名停止措置等を受けている者

3. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する

営業又は風俗営業に類似した業種を行う者

4. 消費者金融を営む者

5. 賭博・ギャンブルに関する営業を行う者

6. 法令に定めのない医療に類似する行為を行う者

7. その他、会員として適当でないと認められる者

（2）前項に規定する会費の有効期限は、原則として１年間とする。

第2条

＜賛助会員の区分等＞

賛助会員は、個人賛助会員、法人賛助会員に区分する。

（1）賛助会員は、協会が推進する事業の用途に供することを目的として、次に掲げる区分に応じ、それぞれ下記に掲げる会費の額に当該会員が希望する口数を乗じて得た額を納付するものとする。

個人賛助会員　1口3,000円／年

法人賛助会員　1口5,000円／年

※何口でも可能

＜賛助会員の特典＞

第3条

賛助会員は、次の各号に掲げる事項を行うことができる。

1. 協会HPに社名掲載

2. イベントの通知

3.その他協会が認めたこと

＜賛助会員の申込方法等＞

第4条

賛助会員になろうとする者は、「賛助会員入会申込書」（別紙） を、協会に提出するものとする。

＜賛助会費の支払方法＞

第5条

賛助会費の支払いは、指定の銀行口座へ振り込むものとする。

なお、賛助会員申込書ならびに会費納入をもって「賛助会員登録通知書」を発行するものとする。

＜賛助会員の退会＞

第6条

賛助会員を退会する場合は、協会に退会届（別紙） を提出するものとする。

＜賛助会費の返還＞

第7条

賛助会員が年度途中で退会した場合は、賛助会費を返還しないものとする。

＜その他＞

第8条

この要項に定めるもののほか、必要な事項は協会が定める。

＜施行期日＞

1. この要項は、平成28年７月1日から施行する。

付　則